

平成23年12月27日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（59・人事課）……………4
- 秋田県県税条例等の一部を改正する条例（60・税務課）……………4
- 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（61・市町村課）……………5
- 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（62・障害福祉課）……………5
- 秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例（63・健康推進課がん対策室）……………5
- 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（64・環境整備課）……………6
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（65・生活衛生課）……………6
- 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例（66・都市計画課）……………6
- 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（67・道路課）……………6
- 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例（68・港湾空港課）……………7

この号で公布された条例のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第59号）

- 1 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年秋田県条例第41号）の一部改正（第1条による改正）
引用している障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の条項を改めることとした。（第10条の2関係）
- 2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第2条による改正）
引用している障害者自立支援法の条項を改めることとした。（第10条の2関係）
- 3 施行期日
この条例中1は公布の日から、2は平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第60号）

- 1 秋田県県税条例（昭和29年秋田県条例第24号）の一部改正（第1条による改正）
 - (1) 個人の県民税の譲渡所得に係る居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとした。（附則第27条の2関係）
 - (2) 個人の県民税の譲渡所得に係る居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等をすることが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長することとした。（附則第27条の3関係）
 - (3) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすることとした。（附則第28条関係）
 - (4) その他所要の規定の整備等を行うこととした。
- 2 秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成23年秋田県条例第46号）の一部改正（第2条による改正）
引用している地方税法（昭和25年法律第226号）の条項を改めることとした。（附則第2項関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第61号）

- 1 引用している土地改良法（昭和24年法律第195号）の条項を改めることとした。（別表第46及び別表第46の3関係）
- 2 権限移譲対象事務から、市町村の土地改良事業の施行の同意等の事務を除くこととした。（別表第46の2関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第62号）

- 1 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金の設置期限を平成25年3月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例（秋田県条例第63号）

- 1 引用しているがん対策基本法（平成18年法律第98号）の条項を改めることとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第64号）

- 1 浄化槽保守点検業者の登録について、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人であるものが申請者である場合の当該法人に係る拒否事由を定めることとした。（第5条関係）
- 2 施行期日
この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第65号）

- 1 食品等を取り扱う際に混入を防止する特定原材料について、その引用している法令及びその条項を改めることとした。（別表第1関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例（秋田県条例第66号）

- 1 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項に定める基準に従い、屋外広告業者の登録について、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人であるものが申請者である場合の当該法人に係る拒否事由を定めることとした。（第18条の4関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第67号）

- 1 次に掲げる占用物件に係る道路の占用料の額の算定に用いる率を所在地の別にかかわらず0.02（現行、市にあっては0.016、町村にあっては0.02）とすることとした。（別表関係）
 - (1) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で通行者又は利用者の利便の増進に資するもののうち、自動車専用道路以外の道路等の上空に設けるもの
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号の高度地区内の自動車専用道路等の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項第1号に該当する応急仮設建築物で被災者の居住の用に供するもののうち、同項に規定する区域内に存する道路の上空に設けるもの
 - (4) 休憩所、給油所及び自動車修理所で、自動車専用道路の上空に設けるもの
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県空港管理条例の一部を改正する条例（秋田県条例第68号）

- 1 秋田空港の運用時間を午前7時から午後10時まで（現行午前7時から午後9時30分まで）に延長することとした。（第2条関係）

2 秋田空港の駐車場の駐車料金に係る使用時間の区分を次のとおり改めることとした。(別表第2関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
日中(1台1時間につき計算する時間帯)	午前6時から午後9時45分まで	午前6時から午後10時15分まで
夜間(1台につき計算する時間帯)	午後9時45分から翌日の午前6時まで	午後10時15分から翌日の午前6時まで

3 施行期日

この条例は、平成24年3月25日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県県税条例等の一部を改正する条例
- 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 七 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例

平成二十三年十二月二十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第五十九号

議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県条例第六十号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例

(秋田県県税条例の一部改正)

第一条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「この条」の下に「及び附則第二十七条の三第二項」を加え、「同項」を「同法第三十一条第一項」に改める。

附則第二十七条第二項中「特例損失金額については」を「特例損失金額がある場合には、同項に規定する損失対象金額については」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「平成二十四年度分」を「平成二十四年度以後の年度分当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成二十三年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改める。

附則第二十七条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第二十七条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第三条第一項中「法附則第四条第一項第二号」とあるのは「法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号」と、附則第三条の二第一項中「法附則第四条の二第一項第一号」とあるのは「法附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条の二第二項第一号」と、附則第四条の二第二項中「同項第二号」とあるのは「法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第二号」と、附則第九条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十条第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第十一条第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第二項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第二項」と、附則第十二条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二、附則第九条、附則第十条、附則第十一条又は附則第十二条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第二項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第二十七条の三 附則第三条第一項の規定の適用を受ける所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で令に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、法施行規則に規定するところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該令に規定する日までの期間を取得期間とみなして、附則第三条の規定を適用する。

- 2 附則第十条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、法附則第三十四条の二第二項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令に規定する場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で令に規定する日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法施行規則に規定するところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該令に規定する日までの期間を法附則第三十四条の二第二項に規定する期間とみなして、附則第十条の規定を適用する。

附則第二十八条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第二項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、附則第四条の二第二項中「法附則第五条の四第一項第一号」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第一号」と、附則第四条の二の二第一項中「法附則第五条の四の二第一項第一号」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項第一号」とする。

（秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第五十一条第三項」を「附則第五十一条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十六第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

別表第四十六の二第三号及び第四号を削り、同表第五号中「又は第九十六の二第一項」を削り、同号を同表第三号とする。

別表第四十六の三各号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十二号

秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十三号

秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例

秋田県がん対策推進条例（平成二十三年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十四号

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十一号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

秋田県条例第六十五号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号イ中「をいう」の下に「。以下同じ」を、「において」の下に「単に」を加え、同表第二号ウ中「ふた」を「蓋」に改め、同号ナ中「充てんした」を「充填した」に改め、同表第四号ナ中「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)第二十一条第一項第二号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)第二条第二項第七号」に、「食品を」を「特定原材料を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十六号

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所及び役員の名)」を加える。

第十八条の四第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十一号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

秋田県条例第六十七号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例(昭和四十三年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第七条第八号」を「第七条第九号」に改める。

別表令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場の項から令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設の項までを次のように改める。

令第七条第六号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を 乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに〇・〇一八を乗じて得た額	
令第七条第七号 に掲げる施設	建築物		Aに〇・〇一六を 乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一一を 乗じて得た額	Aに〇・〇一四を 乗じて得た額
令第七条第八号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇二を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに〇・〇一一を 乗じて得た額	Aに〇・〇一四を 乗じて得た額	

令第七号第九号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額	
令第七号第十号に掲げる器具		Aに0.018を乗じて得た額	
令第七号第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額	

別表の備考第七号中「第七号第十号及び第十一号」を「第七号第六号に掲げる施設のうち自動車専用道路の連絡路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十八号

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例

秋田県空港管理条例(昭和五十六年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「午後九時三十分」を「午後十時」に改める。

別表第二中「午後九時四十五分」を「午後十時十五分」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年三月二十五日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号